

全国過労死を考える家族の会ニュース 第83号

2021. 4. 1号

んは労災認定され、民事での解決が進んでいます。Dさんも間もなく結果が出ます。そして、Eさんは民事裁判を闘っています。Fさんは労災の審査請求をしています。Gさんは民事裁判提訴の準備中です。

このようなことがなければ、お互いにお会いするご縁もなかった者同士ですが、新しいメンバーを支えることを大切に活動していきたいと思います。さらに、過労死等防止活動の一環として、労働問題・労働条件に関する啓発授業や過労死等防止対策推進兵庫シンポジウム等に、過労死等防止対策推進兵庫センター等と協力して取り組んでいます。これらの取り組みを通して、亡くなった家族は戻らないけれども、傷ついた者同士、いたわり合っていくことができればと思います。そして、過労死家族会など不要な社会、人々が生き生きと健康的に働ける社会の実現を何よりも願っています。

(兵庫家族会 西垣迪世)

東四国過労死を考える家族の会報告

3月15日 高松高裁において寶田都子さんの労災不支給判定の取消を求める裁判がありました。証人として寶田さんの元同僚が出廷しました。

地裁での会社側証人尋問は、証言者全員が寶田さんの訴えを全否定するものでした。しかし、この度の高裁での元同僚の証言から、前証言、前判決をひっくり返す内容でした。労基署調査官からの聞き取りをされる直前に、証言者は、企業側の事務長から「時間外労働は無かった」「パワハラは無かった」と聞かされたそうです。労基署調査官からの聞き取り場所は、企業側の広い会議室で行われ、複数の調査官が来ました。聞き取りは、その会議室内で2、3人同時に実施されました。部屋の隅々に分かれているとはいえ、一対一の空間ではなく、お互いの話し声が聞こえかねない環境であったようです。国側の弁護団（男性3人と女性2人）は、まるでブラック企業のお抱え弁護団のようでした。民事裁判ではないのに、です。どこまでも企業を守ろうとする姿勢では、国は過労死、過労死等を無くそうと本気で考えていないように思える、内容のない、意地悪な、良心を疑う反対尋問でした。しかし、証言者は、人生で初めての裁判で証言台に立ったにも関わらず、静かで、穏やかで、そして挑発に乗らず、真摯に向き合っていました。度胸の座ったとても聡明な女性だと思いました。証言台に立ってくださった証言者に感謝申し上げます。裁判官には正々堂々 公正な判決を。

(東四国家族会 大島照代)

四国家族の会報告

前回以降の活動としては高知大学における啓発授業を行いました（受講者約200名）。

ただ、コロナの影響により直接の授業ではなくオンデマンドでの配信授業でした。

高橋幸美さんは事前録画、久保と長井名誉教授は高知大にて録画。

高橋幸美さんの録画は資料も多様され、学生にわかりやすい内容でした。

久保は遺族の気持ち及び過労死からの自己防衛についての話

愛大名誉教授長井先生より若者の自死の現状等の録画と続きました。